

令和3年度授業料免除申請要項

※ 授業料免除申請希望者は、本要項を熟読のうえ、期限厳守で手続きをしてください。

※ **授業料免除の申請者は学生本人**です。学生本人がきちんと理解して申請するようにしてください。

※公平・公正を期するため、**申請に係る各締切日等は厳守してください。**やむを得ない事由により締切日に間に合わない場合は、必ず事前に相談してください。

※ 申請後、確認・連絡事項がある場合は個別にGmailで連絡をしますので、連絡を受けたら必ず対応してください。

令和3年度の授業料免除について

令和3年度の授業料免除は、次の通り実施します。授業料免除を希望する学生は、本要項をよく読み、申請する免除の区分（A～E）・要件等を十分に確認のうえ、申請してください。

授業料免除制度について

A

修学支援新制度による授業料等の免除

概要

下記の認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免だけでなく給付奨学金による経済的支援を受けることができます（前期に申請する場合、編入学生・専攻科新生については、併せて入学料の免除の対象となります）。

対象学年

本科4・5年生、専攻科生

※ただし、本科4年次以降に留年した者は支援の対象外

認定要件

a. 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

b. 学業成績等に関する基準（採用時）

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ▶ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上であること、又は、編入学生については入学試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること
- ▶ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ▶ GPA等が在学するコース（専攻科は学年）における上位2分の1の範囲に属すること
- ▶ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

c. 家計の経済状況に関する基準

収入基準および資産基準を満たす必要があります。

○収入基準

収入基準の判定については、マイナンバーを利用し日本学生支援機構が行います。

下記算式により算出される額（算定基準額）が 51,300 円未満の場合、収入基準を満たします。算定基準額に応じて第Ⅰ区分～第Ⅲ区分のいずれかの支援区分に認定されます。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

支援区分	算定基準額
第Ⅰ区分	100円未満
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満

【補足】

収入基準については、日本学生支援機構のホームページの「進学資金シミュレーター」でおおよその判定ができますので、申請を希望する場合は、事前に確認をしてください。

《日本学生支援機構・進学資金シミュレーター》 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※上記収入基準については、令和3年度前期の申請においては2019年（1月～12月）の収入に基づく2020年度住民税情報、令和3年度後期の申請においては2020年（1月～12月）の収入に基づく2021年度住民税情報による審査となります。

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

支援額について

修学支援新制度による支援額（年間）は下表のとおりです。なお、支援区分については毎年度9月頃に見直しが行われますので、認定後も支援額は変更される場合があります。

支援区分	授業料免除	給付奨学金 (自宅通学生)	給付奨学金 (自宅外通学生)
第Ⅰ区分（全額支援）	234,600円	210,000円	410,400円
第Ⅱ区分（2/3支援）	156,400円	140,000円	273,600円
第Ⅲ区分（1/3支援）	78,200円	70,000円	136,800円

給付奨学金の申請について

修学支援新制度による授業料の免除は、日本学生支援機構の給付奨学金とセットでの支援です。給付奨学生に採用されていない場合、または、予約採用候補者となっていない場合は、授業料減免の申請手続きと別に、日本学生支援機構の給付奨学金の申請手続きを行ってください（修学支援新制度の免除申請書を提出した方に、給付奨学金の申請手続き等を案内します）。

家計急変採用について

下記、家計急変事由に該当する場合は、上記収入基準の判定によらず、急変後の収入状況により支援の認定を受けることができる場合があります。急変後の収入による認定を希望する場合は、申請方法が異なりますので、個別に学生支援係までご相談ください（申請は随時可能ですが、原則、家計急変の事由発生から3ヶ月以内に申請する必要があります）。

【家計急変事由】

- ・生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ・生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- ・生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）
- ・生計維持者が、震災、火災、風水害等に被災し、世帯収入を大きく減少させる事由が発生

高専機構における授業料免除

本科4年生以上の学生については、高専機構における授業料免除は、原則、上記修学支援新制度との併願になります。ただし、修学支援新制度の支援対象とならないことが明らかである場合は、高専機構における授業料免除のみの申請が可能です。

(1) 経過措置 **専攻科生のみ**

経済的理由によって授業料の納付が困難※1であり、かつ、学業優秀※2と認められる者で、以下のいずれかに該当する学生

B ①修学支援新制度の支援要件を満たさない学生

修学支援新制度の国籍要件、資産基準を満たさない場合等に限られます。

C ②修学支援新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

D (2) 災害等の特別な事情による免除 **本科4年生以上**

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

E (3) 特別措置による免除

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難※1であると認められる者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない本科3年生以下の者であり、かつ学業優秀※2と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生以外の者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀※2と認められる者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、二次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

選考結果の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知いたします。

その他

- ・ 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・ 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・ 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

申請手続きについて

申請様式は、本校公式ホームページに掲載していますので、必要な書類を各自ダウンロードしてください。(窓口でも配付しますので、必要な方は申し出てください。)

(様式掲載先) <https://www.ariake-nct.ac.jp/students/tuition-waiver>

1. 申請書 (全員提出) ※該当する免除区分のものを作成し、提出してください。

免除区分	様式
A (修学支援新制度による授業料等の免除)	(A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ※ 新規で申請する場合の様式(既に支援対象者の認定を受けている学生については、別途案内します) ※免除区分C及びDについては、本様式で併願可
B (高専機構における授業料減免－経過措置①) D (高専機構における授業料減免－災害等)	(様式1-1) 授業料免除申請書 ※区分Aと併願の場合は提出不要
E (高専機構における授業料減免－特別措置)	(様式1-2) 授業料免除申請書 (特別措置)

2. 申請書以外の提出書類

高専機構における授業料免除の申請者 (区分Aのみの申請者以外) は、「別表」を確認のうえ、提出書類をすべて完備して、下記提出期間中に提出してください。

3. 提出期間 (※期限厳守)

	申請書	申請書以外の提出書類
前期	令和3年4月 1日 (木) ～4月15日 (木)	令和3年6月14日 (月) ～6月24日 (木)
後期	令和3年10月1日 (金) ～10月8日 (金)	

※ 区分Aのみを申請する場合の提出書類は、申請書のみです。

※ 原則、申請者 (学生) 本人が学生支援係の窓口[※]に直接提出してください。

【提出・問い合わせ先】

有明工業高等専門学校
学生課学生支援係

TEL : 0944-53-8861

Mail : gakgak-staff@ml.ariake-nct.ac.jp

項目	提出書類	備考
全員提出	提出書類チェック表	<ul style="list-style-type: none"> 提出する書類全てにチェックをつけること 必要に応じて申立欄を記入すること
全員提出	(様式-あ) 家庭調書	<ul style="list-style-type: none"> 太枠内の項目を漏れなく記入 主たる家計支持者の続柄を○で囲む 同一生計の者全員を記入（同居の場合は、原則同一生計とみなす） 別居の場合は、同一生計であれば記入 就学者の欄は<u>小学生以上</u>を記入 奨学金は「給付型」のみを記入（なければ斜線を引く） 住民票と現住所が異なる場合は、備考欄に理由を記入
全員提出	住民票 ※コピー不可	<ul style="list-style-type: none"> 家庭調書に記載した世帯全員分（3ヶ月以内に取得したもの）
全員提出	所得証明書 (令和3年度分)	<ul style="list-style-type: none"> (様式-あ)の家庭調書に記載した世帯全員分 ※未就学児や専業主婦等収入の無い者も含む（所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書）
全員提出	(様式-い) アルバイト等収入状況申立書	<ul style="list-style-type: none"> アルバイトをしている場合は、添付書類も必須（給与明細の写し） 給与明細ではなく通帳の写しを提出する場合は、通帳の名義が分かる箇所の写しも添付 添付書類はA4サイズに統一する

【以下、該当する項目のみ提出】

項目	提出書類	備考
母子・父子家庭	(様式ーう) 母子・父子世帯等申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・「有」の項目については、金額が分かる書類を添付 ・手渡し等で添付書類がない場合は、申立書に理由を記入
2020年1月以降に就職した家族がいる	(様式ーえ) 給与支給（見込）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・就職した家族の勤務先の担当者に、「記」以下を証明してもらう
高校生以上の就学者がいる	(様式ーお) 兄弟姉妹等の在学状況及び授業料免除状況証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調書に記載した者のうち、高校生以上の就学者につき要提出 ・有明高専に在学中の兄弟姉妹については不要 ・兄弟姉妹の在籍学校の担当者に、「記」以下を証明してもらう
申請前6ヶ月以内に退職した家族がいる	(様式ーか) 退職及び退職金支給証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前6ヶ月以内に退職した家族について、退職された職場の担当者に、「記」以下を証明してもらう ・退職金が出ていない場合も必ず提出 ・退職金が出ている場合は、退職金所得の源泉徴収票(写)でも可
申請時に長期（6ヶ月以上）療養中若しくは療養を要する者がある	(様式ーき) 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・療養の期間・内容が分かる医師等の証明書を添付 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）を添付 ・保険金等支払証明書を添付

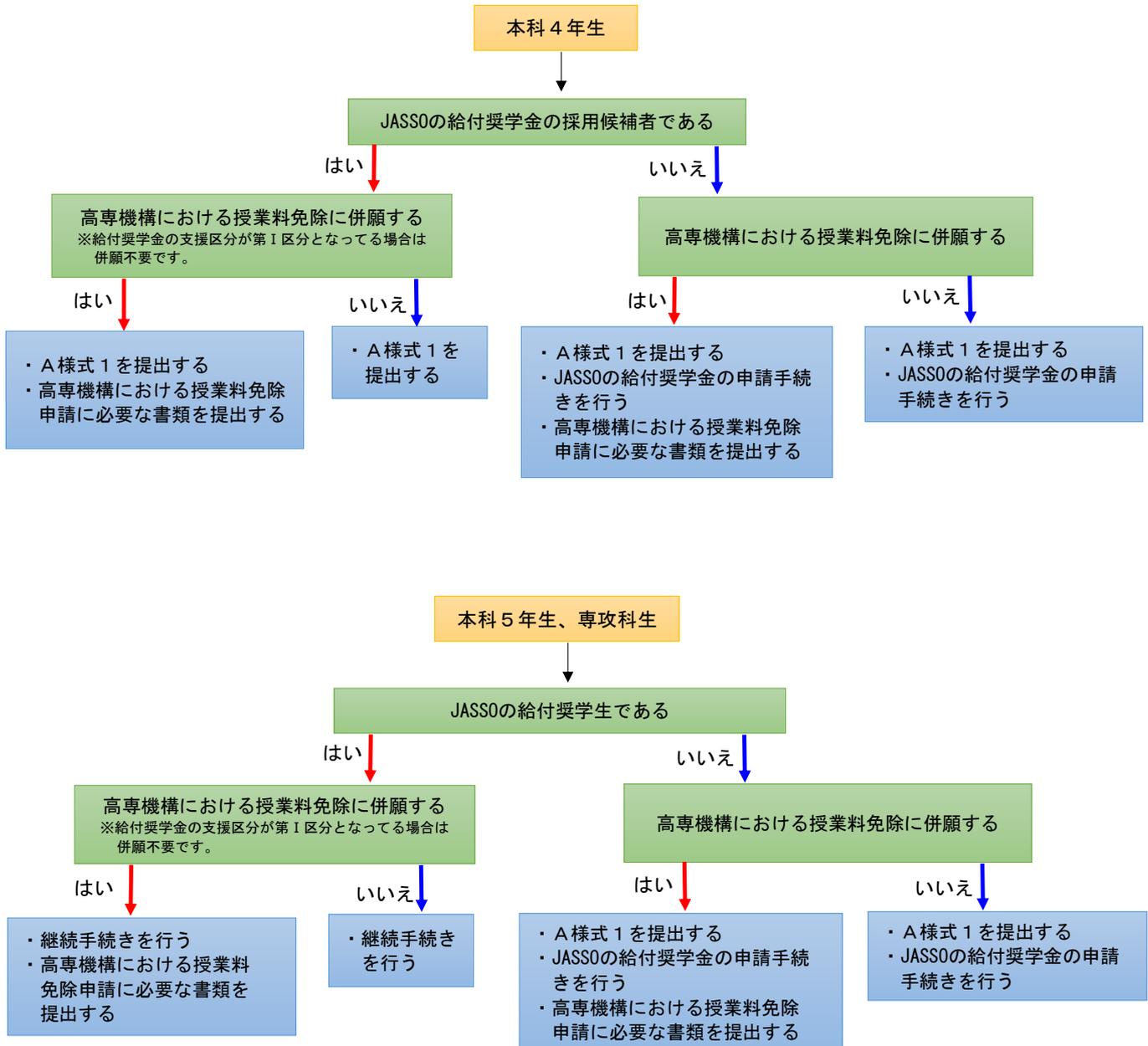
項目	提出書類	備考
主たる家計支持者が別居(単身赴任等)	(様式一く) 主たる学資負担者(家計支持者) 別居に係る支出(見込)額等申立書	・支出金額がわかるもの(領収書等)を添付
生活保護扶助世帯	扶助料が明記された証明書	・年額がわかるよう計算式を記入
15歳以上(就学者除く)で無職・無収入者がいる	申立欄にて理由等を説明	・求職中、進学準備中等を含む ・雇用保険受給中の場合は、金額がわかる書類(雇用保険受給資格証等)を提出
身体障害者がいる	身体障害者手帳等の写	・障害厚生年金受給中の場合は、源泉徴収票又は年金改定通知書等の写を添付
各期の開始前6ヶ月以内に学資負担者が死亡した	戸籍(除籍)謄本 死亡を証明する書類	
各期の開始前6ヶ月以内に風水害等の災害を受けた	市区町村発行の罹災証明書	・左記の罹災証明書で損害額が不明の場合は、損害額を証明できる書類

【補足】令和3年度授業料免除申請手続きについて

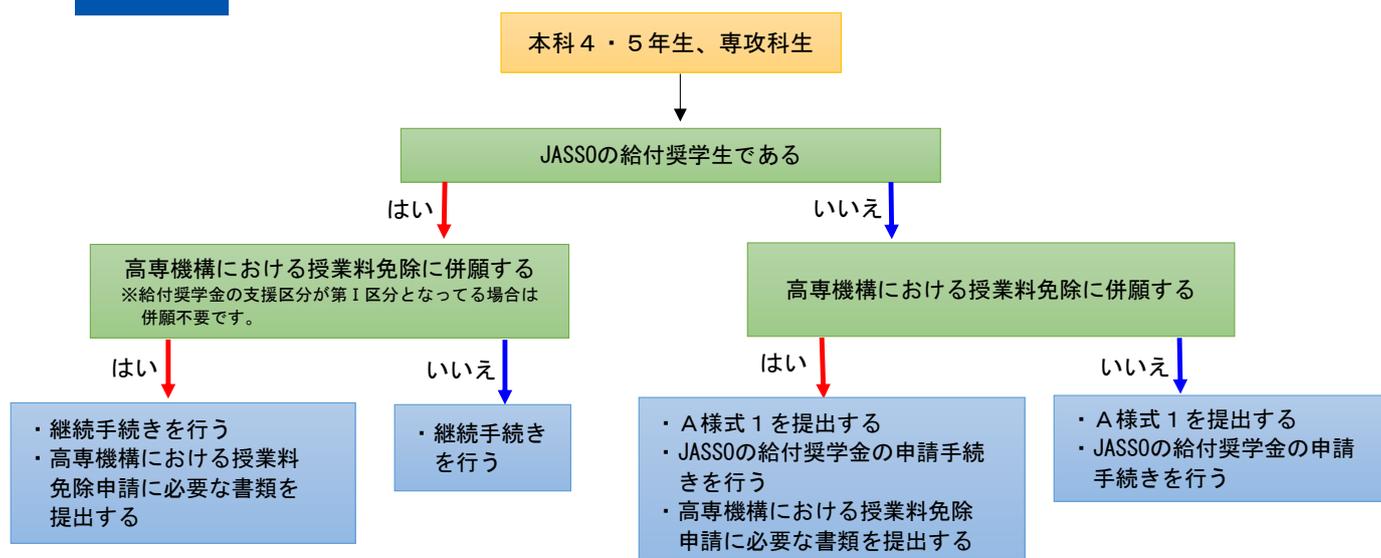
本科4年生以上が授業料免除を申請する場合の手続きについては、以下のフローチャートを参考にしてください。

*JASSO:日本学生支援機構の略称

前期



後期



※上記は修学支援新制度の免除のみ、または、修学支援新制度の免除と高専機構における授業料免除を併願する場合の手続きです。（本科4・5年生で高専機構における授業料免除に申請できるのは、免除区分DまたはEに該当する場合のみ）

※修学支援新制度の支援要件を満たさない等、明らかに修学支援新制度の支援を受けられない場合に限り、高専機構における授業料免除のみの申請を認めます。

【該当者の例】

- ・本科5年生以上の学生のうち、令和2年度後期の修学支援新制度による授業料免除に申請し、家計基準外により不採用の通知を受けた者（※前期申請時のみ該当）
- ・本科4年生の学生のうち、令和2年度に募集したJASSOの給付奨学金（予約採用）に申請し、家計基準外により不採用の通知を受けた者（※前期申請時のみ該当）
- ・修学支援新制度の国籍要件・資産基準を満たさない者
- ・本科4年次以降で留年したことがある者

※授業料免除の各区分は、対象学年や条件が決まっていますので、授業料免除申請要項を十分に確認してください。